

千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する 条例施行規則案の概要

令和5年11月15日
環境生活部ヤード・残土対策課

1 趣旨

この規則は、千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和5年千葉県条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 規定の内容

（1）定義関係

- 条例第2条第2項の「特定再生資源を積み上げる作業の用に供することができる機械のうち規則で定めるもの」について定める。
 - ・ バックホウ、グラップル等の作業装置を有する油圧ショベル
 - ・ 最大揚高が3メートルを超えるフォークリフト
 - ・ クレーン
 - ・ その他これらと同等の機能を有するもの

（2）住民への周知について

- 条例第7条の住民への周知の方法について定める。
 - ・ 特定再生資源屋外保管事業場の周囲300メートル以内の住民に対する特定再生資源屋外保管業の内容についての説明会の開催
 - ・ 特定再生資源屋外保管事業場の周囲300メートル以内の住民に対する特定再生資源屋外保管業の内容を記載した書面の配布
 - ・ 特定再生資源屋外保管業の内容の掲示及びインターネットを利用した周知
- 条例第7条の周知する特定再生資源屋外保管業の内容について定める。
 - ・ 特定再生資源屋外保管業を行おうとする者の氏名又は名称
 - ・ 特定再生資源屋外保管事業場の所在地
 - ・ 保管をする特定再生資源の区分
 - ・ 保管物を積み上げる高さ
 - ・ 現場責任者となる予定の者の氏名
 - ・ その他

(3) 許可申請関係

- 条例第8条第2項柱書の「規則で定める書類及び図面」について定める。
 - ・ 事業計画の概要を記載した書類
 - ・ 住民への周知の措置を講じたことを証する書面
 - ・ 特定再生資源屋外保管事業場及びその周辺の状況を示す図面
 - ・ 特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする図面
 - ・ 申請者等に係る住民票の写し、法人の定款、登記事項証明書等
 - ・ その他

- 条例第8条第2項第4号の「規則で定める区分」について定める。

	区分の名称	該当する特定再生資源の種類
①	金属スクラップ	金属のみ
②	プラスチック類	プラスチックのみ
③	雑品スクラップ	①・②以外の特定再生資源

- 条例第8条第2項第5号の「規則で定める保管の方法」について定める。
 - ・ 保管物を積み上げる高さ
 - ・ 保管に使用する機械の種類、数量等
 - ・ 保管の作業方法等
 - ・ その他

- 条例第8条第2項第6号の「規則で定める事項」について定める。

- ・ 破砕等の場所の位置及び面積
- ・ 破砕等の種類及び方法
- ・ 破砕等に使用する施設又は設備の種類、数量等
- ・ 破砕等の作業方法等
- ・ その他

- 条例第8条第2項第7号の「規則で定める事項」について定める。

- ・ 申請者に係る法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合、その名称、住所、代表者の氏名及び役員の氏名）
- ・ 申請者が法人である場合、その役員等の氏名
- ・ 現場責任者の氏名及び連絡先
- ・ その他

(4) 基準遵守義務関係

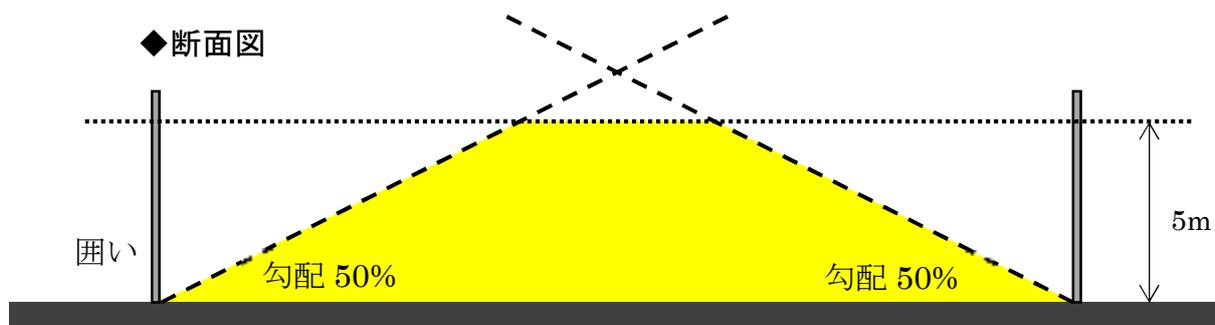
○ 条例第11条第2号の「規則で定める高さ」について定める。

① 囲いに保管物の荷重が直接かからない場合

⇒(a)・(b)の高さのうち、いずれか低いもの

(a) 囲いから50%勾配となる高さ

(b) 5m



② 囲いに保管物の荷重が直接かかる部分がある場合 (③を除く。)

ア 囲いに保管物の荷重が直接かかる側

⇒(a)・(b)の高さのうち、いずれか低いもの

(a) 囲いの高さ－50cm

(b) 5m

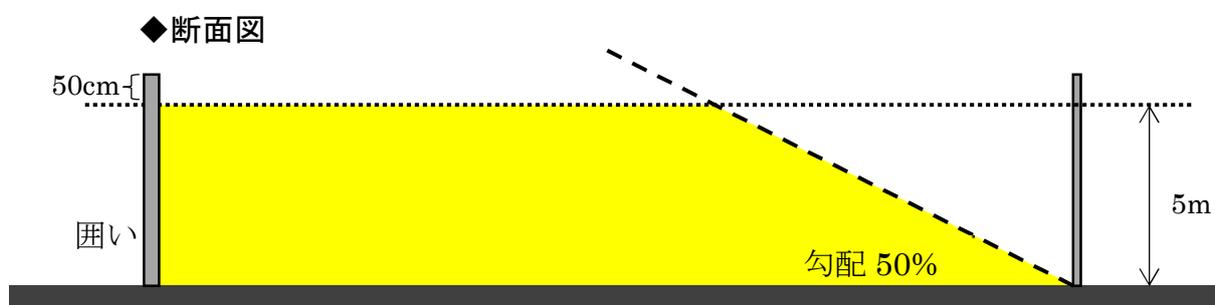
イ 囲いに保管物の荷重が直接かからない側

⇒(a)～(c)の高さのうち、最も低いもの

(a) 囲いの高さ－50cm

(b) ①の高さ

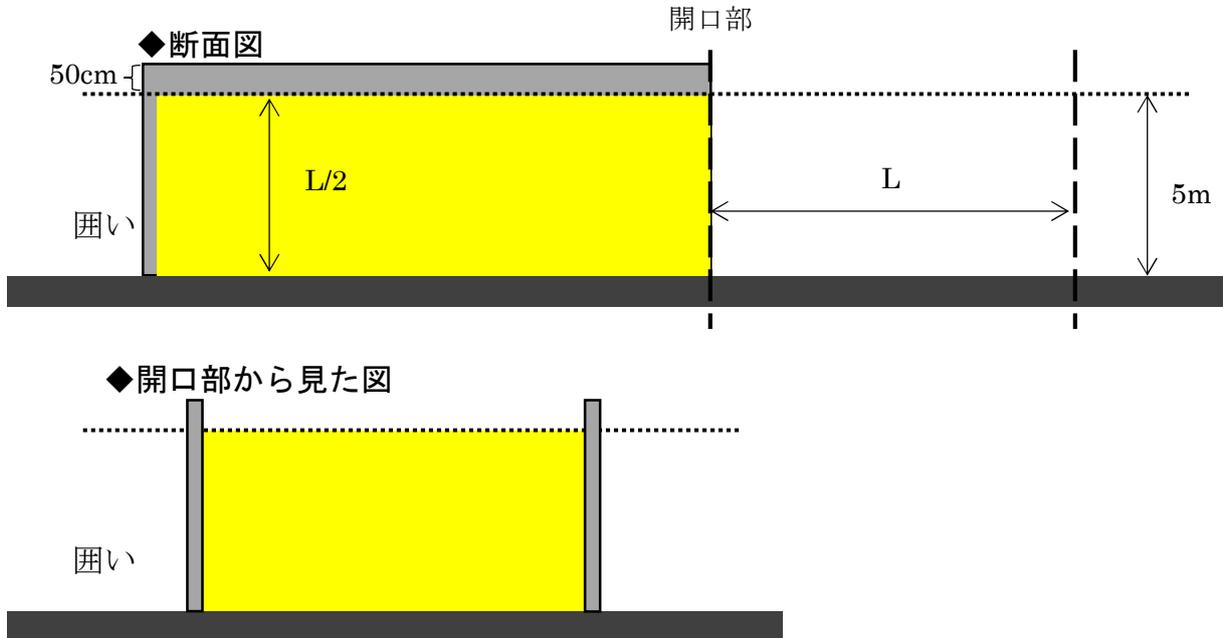
(c) 5m



③ 囲いの三方に保管物の荷重が直接かかる場合

⇒ ①～③の高さのうち、最も低いもの 又は ②の高さ

- ① 開口部から敷地境界線までの距離の1/2
- ② 囲いの高さ－50cm
- ③ 5m



- 条例第11条第3号の「規則で定める措置」について定める。
 - ・ 保管物に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合、可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
 - ・ 保管物の一の保管の単位の面積を200平方メートル以下とすること。
 - ・ 隣接する保管物の保管の単位の間隔は、2メートル以上とすること（当該保管の単位の間仕切りが設けられている場合を除く。）。
 - ・ その他

- 保管の場所において保管をする特定再生資源の区分が「金属スクラップ」（金属のみを保管するもの）又は「プラスチック類」（プラスチックのみを保管するもの）に該当する場合、保管の高さの上限を5メートルとする基準、保管の単位に関する基準等が適用されないことを定める。

(5) 許可事項の変更について

- 変更の許可を受けることに代えて変更を届け出る必要がある場合として規定する、条例第12条第1項の「規則で定める軽微な変更」について定める。
 - ・ 保管の方法に関する変更（保管の量が減少する場合に限る。）
 - ・ 破砕等の方法に関する変更（破砕等をしないこととする場合に限る。）
 - ・ その他

- 変更を届け出る必要がある場合として規定する、条例第12条第3項の「規則で定める事項」について定める。
 - ・ 特定再生資源屋外保管業者に係る法定代理人の変更
 - ・ 申請者が法人である場合、その役員等の変更
 - ・ 現場責任者の氏名及び連絡先（現場責任者の変更を含む。）の変更
 - ・ その他

(6) 標識の掲示について

- 条例第14条の「規則で定める事項」について定める。
 - ・ 特定再生資源屋外保管業の許可年月日及び許可番号
 - ・ 特定再生資源屋外保管業者の氏名又は名称等
 - ・ 特定再生資源屋外保管事業場の所在地及び敷地面積
 - ・ 保管をする特定再生資源の区分
 - ・ 保管物を積み上げる高さのうち最高のもの
 - ・ 現場責任者の氏名及び連絡先
 - ・ その他

(7) 台帳の作成及び保存について

- 条例第15条第1項の「規則で定める事項」について定める。
 - ・ 特定再生資源の取引の年月日
 - ・ 特定再生資源の取引の相手方の氏名又は名称等
 - ・ 取引した特定再生資源の種類
 - ・ 取引した特定再生資源の数量
 - ・ その他

- 条例第15条第2項の規定による台帳の保存方法について、次の方法によることを定める。
 - ・ 特定再生資源屋外保管業者の住所又は所在地において確認できる状態で備え付ける方法
 - ・ 電磁的方法により作成した記録を特定再生資源屋外保管業者の住所又は所在地において書面に表示できる状態で保存する方法

(8) 様式関係

- 申請書、届出書等の様式を定める。
- その他必要な様式を定める。

(9) その他

その他、条例の施行に関し必要な事項について定める。

3 施行期日

- 令和6年4月1日
- ただし、条例第27条第1項の規定により申出をする適用除外申出書の提出については、令和6年4月1日前においても行うことができるよう、関係する規定については、この規則の公布の日から施行。